

## 1. 目的

ものづくり企業、福祉事業所等における人材不足が顕在化するなか、地域産業を支える人材を呼び込むとともに、単身、短期の労働力ではなく、家族とともに地域で暮らす市民として定住し続けていただくため、「いつもの暮らし」を支える機能をもった(仮称)甲賀市多文化共生センターを設置する。

## 2. スケジュール

令和5年	5月～6月	機能、役割の整理(国際交流協会、多文化共生推進委員会)
	7月～8月	議会説明
12月		多文化共生センター条例(議会上程)
令和6年	4月	引っ越し作業
	5月	運営開始

## 3. 考え方

○多文化共生センターは、「外国人市民の日常(いつもの)の暮らし」を支えるための機能をもつ。(≠イベントや交流などの非日常)

○「相談」「学び」「交流」の3つの機能を有するとともに、定住につながるための軸となる事業を「①外国人相談」「②日本語教室」「③こどもの学習支援」とする。

○重要なのはソフト(人的支援、コーディネート)となる。3つの事業を主体的かつ責任を持って進める人材確保(育成)が重要である。

## 4. 運営体制(案)

(1) 運営初期は市管理施設(市民活動推進課多文化共生係)とする。

(2) 同センター内において、多文化共生に係る事業を一般社団法人甲賀市国際

こうりゅうきょうかい じっし いたく  
交流協会に実施（委託）のうえ、じむきょく じょうちゆう  
事務局に常駐いただく。

(3) がいこくじんそうだん  
外国人相談などのソフト事業がきどう  
軌道に乗ったたいみんぐ  
タイミングで、しせつ していかん  
施設の指定管  
り  
理へと移行させたい。

(4) かいかんじかん  
開館時間は8時30分から17時15分。ただし、にほんごきょうしつ  
日本語教室、がくしゅうしえん  
学習支援な  
どはきゅうじつ  
休日、じかんがい  
時間外のたいおう  
対応となるため、きんむけいたい  
勤務形態はしふと  
シフト（不定期）となる。

(5) きゅうかんび  
休館日はげつようび  
月曜日をそうてい  
想定。りようしゃ  
利用者のニーズをに  
に  
ず  
踏まえてけんとう  
検討。

## 5. じゅうてんてき じぎょう あん 重点的な事業（案）

(1) がいこくじんそうだん  
外国人相談 いちげんてきそうだんまどぐち  
（一元的相談窓口）

○ たよう しょうだん  
多様な相談によ  
りそ  
り  
添い、しか  
然るべきまどぐち  
窓口やきかん  
機関につなぐこーでいねーとりょく  
コーディネート力  
ちゅうかんしえん  
（中間支援）ひつよう  
が必要となる。

○ し  
市でたいおう  
対応できないしょうだん  
相談へのたいおう  
対応もひつよう  
必要

れい ざいりゅうしかく  
（例）在留資格（おーばーすてい  
オーバーステイ）、しゃかいほけん  
社会保険、ろうどう  
労働、きょういく  
教育、けいえい  
経営、きぎょう  
起業

(2) にほんごきょうしつ  
日本語教室

○ ぜろ しょきゅうむけきょうしつ  
ゼロ初級向け教室の開催  
かいさい

○ とうろくにほんごきょうし  
登録日本語教師による個別教室（おんらいん  
オンライン、くわくちたいさく  
空白地対策、きょうかいいんほうじんたいおう  
協会員法人対応）

(3) こ  
子どものがくしゅうしえん  
学習支援

○ こうないほうかごがくしゅう  
校内放課後学習への支援（きょういん  
教員OB等）  
とう

○ へいじつがくしゅうしえん  
平日学習支援（きょうかいたいおう  
協会対応）、どようびがくしゅうしえん  
土曜日学習支援（ゆうしょう  
有償）

(4) た  
その他

○ かしょう  
（仮称）たぶんかこうりゅうか  
多文化交流カフェのうんえい  
運営（えいぎょうじかん  
営業時間、よやくるーる  
予約ルール、しゅうえき  
収益）

○ じんけんしんがい  
人権侵害へのたいおう  
対応